

個人情報保護制度の概要



個人情報

個人情報

条件1 個人に関する情報であること(個人の生死は問わない)

条件2 特定の個人が識別されるものであること

(例)①単独でわかるもの

→氏名 個人画像

②組み合わせで識別されるもの

→住所と氏名 年齢と氏名

メール本文とアドレス 特異な情報

③他の情報と照合して識別される(され得る)もの→公表済みの資料との組み合わせ

保有個人情報

条件1 個人情報であること

条件2 実施機関の職員が職務上作成または取得したもの

条件3 職員が組織的に用いるものとして記録し保有するもの



重要ポイント

個人情報収集

業務の執行に必要な個人情報を区の機関以外から取得すること

- 前提 個人情報は適正に収集しなければならない
 - ① 収集する業務の目的を明確にしておくこと
 - ② 目的達成のため、必要最小限の範囲内であること
 - ③ 収集方法は適法かつ公正な手段によること
- 原則 個人情報を収集するときは本人から直接収集する
- 例外
 - ① 本人の同意があるとき
 - ② 法令等に定めがあるとき
 - ③ 緊急、本人収集不能、または争訟等で業務の遂行に支障
 - ④ 以上のほか、審議会に諮問し公益上特に必要があると認められるとき

収集した個人情報には（限定的な）利用目的が必ずある

収集禁止事項に関する個人情報

- 原則 思想、信条、宗教、犯罪および社会的差別の原因となる事項に関する個人情報は収集してはならない

- 例外

- ① 法令等に定めがあるとき
- ② 生命、財産等を保護するため緊急かつやむを得ないとき
- ③ 審議会を招集する暇がない場合で、本人の同意があり、実施機関が区民等の福祉の向上に特に必要があると認めるとき
- ④ 以上のほか、審議会に諮問し区民等の福祉の向上に特に必要があると認められるとき

(参考)

「要配慮個人情報」・・・国が機微情報(センシティブ情報)について規定

- ・該当例 ⇒ 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実
- ・非該当例 ⇒ 本籍地、国籍、暴力団のような反社会的集団の構成員である事実



重要ポイント

適正利用および利用の制限(目的外利用)

●意味 保有個人情報を収集時の目的とは異なる目的で利用すること
(業務の目的の範囲を超えて、当該業務に係る保有個人情報を利用し、
または区の機関に提供すること)

●原則 保有個人情報は目的外利用をしてはならない

《保有個人情報の利用例》

保有個人情報	収集時の目的	利用目的	判定
〇〇計画の住民説明会に出席した区民の氏名、住所、発言内容	〇〇計画への質問や意見、要望に対する回答を送付するための宛先管理	別事業の計画策定のためのアンケートの送付先	目的外利用となる
戸籍に関する情報	個人の出生から死亡に至るまでの身分関係の変動を記録し、証明等で利用するため	戸籍事務従事者の研修において実例の見本とするため	目的外利用となる
		業務中における実技指導(OJT)を兼ねた事務処理	目的外利用にならない

●判定のポイント

- ① 「アンケート」「研修」目的での利用は、同一組織内での利用であっても、収集目的とは異なる
- ② 例外的に利用が認められる場合のいずれにも該当しない



重要ポイント

提供の制限（外部提供）

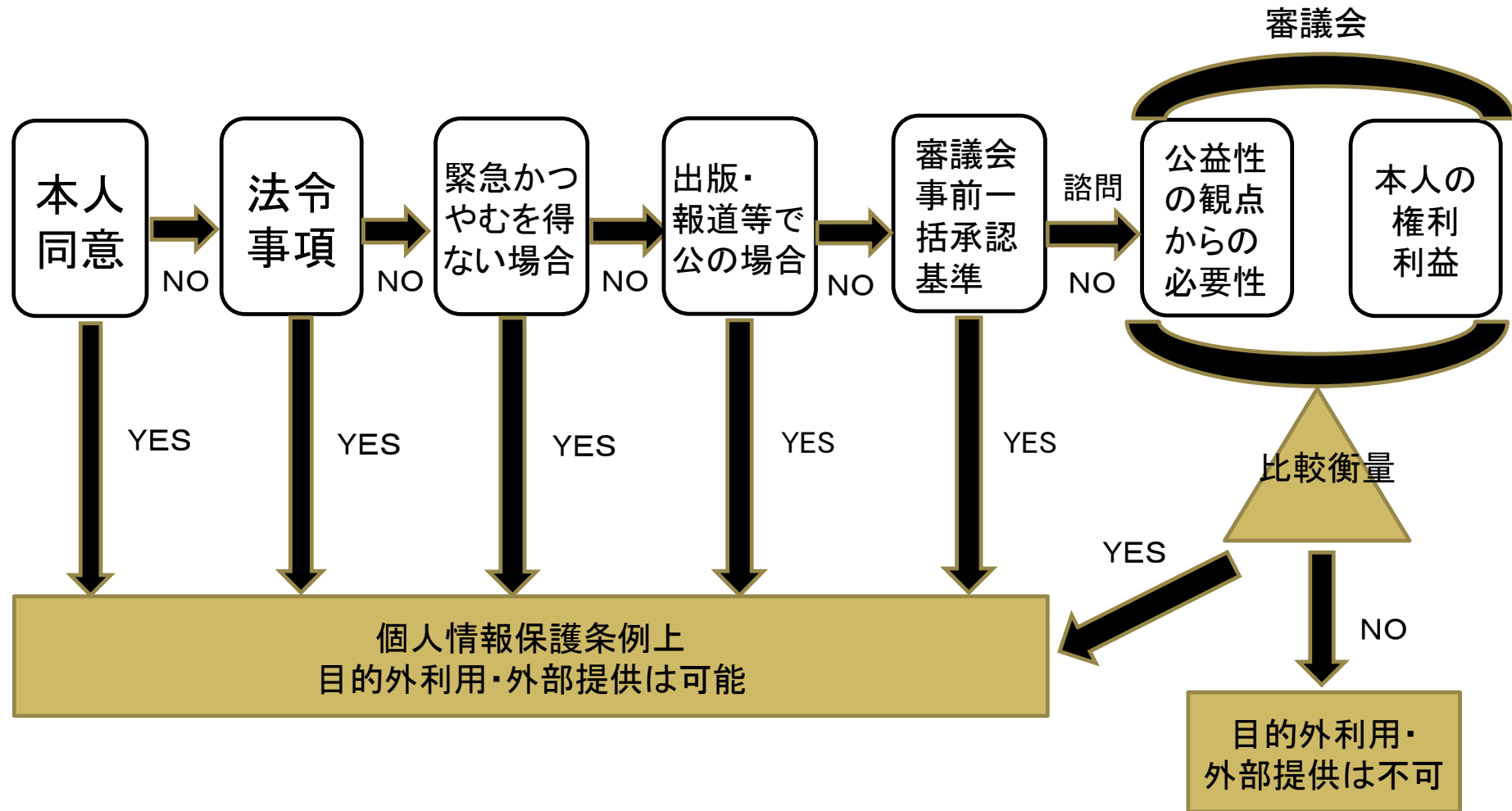
- 意味 保有個人情報を他の機関および本人以外に提供すること
- 原則 保有個人情報は外部提供をしてはならない
- 例外 以下の事由に該当するときは外部提供が可能

- ① 本人の同意があるとき
- ② 法令等に定めがあるとき
- ③ 生命、財産等を保護するため緊急かつやむを得ないとき
- ④ 出版、報道等により公にされているとき
- ⑤ 以上のほか、審議会に諮問し公益上特に必要があると認められるとき

- 外部提供の際に必ず行うこと

提供先に安全確保の措置（使用目的・方法の制限等）を課す

目的外利用・外部提供の判断フロー



委託に係る措置(業務委託)

委託契約の際は、個人情報の取扱いに関する制限および安全措置を講ずる義務を受託者に課さねばならない

